

万葉集「行年」考

大久保 正

万葉集の歌詞の中には 禁止の「な……そね」の「そね」を表記したと考えられる部分に「行年」の文字を用いた所が計五ヶ所ある。それを列記すると左の通りである。

大納言大伴 卿歌一首

卷三 二九 奥山之 菅葉凌 霽雪乃 消者將 惜 雨莫零行年

寄玉

卷七 三三 大海之 水底照之 石著玉 齋而將採 風莫吹行年

寄花

卷七 三三 春日野 咲有芽子者 片校者 未含有 言勿絶行年

詠花

卷十 一九 見渡者 向野辺乃 石竹之 落卷惜毛 雨莫零行年

卷十三 三三 赤駒 既立 黒駒 既立而 彼平飽 吾往如 思妻
心乗而 高山 峯之手折丹 射目立 十六待如 床敷而 吾待公
犬莫吹行年

右の「行年」は現代ではほぼソネと訓むことに一致してゐるが、なほ何故これをソネと訓むかについては未だ定説が無く、古来の難問の一つであると言つてよい。したがつてわたくしにも未だ進んで

発表するほどの確実な見解があるわけではないが、近時注意するに足る二、三の見解も提出されてゐるので、これらを検討すると共に、若干の試見を述べて、多少ともこの難問の解決に資するところがあればと思ふのである。

先づ、この「行年」は旧訓コソであつてこれをコソと訓む説があるので、この説に対する検討は諸家の述べたところに尽きてゐるが、一応の順序としてこの説から見て行くこととする。これをコソと訓む説にも(a)願望の助詞コソとする説と、(b)禁止のナを受けた来ソと見る説の二類がある。(a)は、「乞」の字をよみてこふ心なり。こふ雨なふりそといはんがごとし」(「初稿本代匠記」)「コソハ願フ詞ナリ」(「精撰本代匠記」)とした「代匠記」を始め、「董蒙抄」考「略解」「楓落葉」等これに従ひ、現代でも「講義」及び「私注」は疑を残しつつこれに従つてゐる。中でもっとも詳細なのは「講義」の説であつて、これを検討する事によつて(a)説の検討を代表させることができよう。

講義は第一に行年が厳密には「大抵、その人の従来経来りし年数をいふ語」であつて「去年の意」では無い事を問題とするが、結局「されど、国語の行ける年といふ意にとりて去年と同意にしてコソ

とよみ、清濁相通すること雉を岸にあてたる如く用ゐたることなしとはいふべからず」として、万葉集には他に用例が無いけれどもその可能性が認められるとする。しかしコソを表はすのに、集中「去年」が六例、「去歳」が一例に対し、行年が一例も見られないにかゝらず、今の義訓としてのみ五例すべて「行年」が用ゐられたとすることに無理があるばかりでなく、コソ、コソの清濁通用を認めることも、山田博士が例に挙げられた雉は万葉集ではキジでは無く、キギシであつて、「岸」の借訓と考へられて来た、巻七、一三八九番の

磯之浦爾來依白浪反乍過不勝者雉爾絶多倍の

「雉」も「岸」の借訓では無く、元暦校本、類聚古集以下の古写本に「誰」とあるによつて解すべきことが明らかになつてゐる。現在では、山田博士の挙げられた「雉」「岸」は清濁通用の例とはならない。そして、西宮一民・鶴久阿氏の研究〔万葉〕第三十六号所収論文〕によれば、万葉集における借訓文字の清濁表記は極めて正確であり、清濁混乱の例はほとんど存在しないことが明らかになつてゐる。して見れば、「行年」を「去年」の意と見てコソの借訓とする説は二重の無理を冒してゐることとなり、以上の二点のみをもつてしてもほとんど成立し難いが、更に「集中のみならず此の時代の他の文献にも全く見られぬ」(総釈—吉沢義則博士)「な…こそ」の形を容認しなければならぬと云ふ三重の無理を敢てすることとなつて到底承認し得ないのである。此の点に關し、「講義」は、

「コソ」をその「ナ云々」の下に加ふことをうべきかといふに、この「コソ」はただ単に動詞の連用形に加へて終止して、希

望の意をあらはずに用ゐたるはあれど、「ナ云々」の下に用ゐたる例は未だ他に見ざる所なり。

とその用例無きことを指摘しつつも、なほ「行年」を「ソネ」と訓む明証を得られないところから、敢へて、

されど、これをも許すとして、さてその「こそ」が「ナ云々」の下につきうべきかを考ふるに、かゝる際の「ナ」の下には動詞の連用形がつきて、その禁止の意を明かにするが通規たり、又「こそ」が終止として用ゐらるる場合には用言の連用形に附くことが通規なれば、二者を相照して考ふれば、「アメナフリコソ」とよみ得ずとはいはれず。然る時に「コソ」は如何なる意を示すかと云ふに、「ナ」にて示されたる禁止の意を強めて指定すること「ナソ」の場合に大抵同じく、それよりも意強きなるべし。

といふ仮説を設けて、しばらく「行年コソ借訓説」を保存しようとしたのであるが、「行年」の文字の現れる五ヶ所だけに限つて「な…こそ」の形を容認しようとするのが頗る窮した説明であることは何人の目にも明らかであつて、このやうな苦しい仮説は、行年がソネと訓み得ることが明らかになれば忽ち雲散霧消するのである。以上によつて「行年」をコソと訓み、願望の助詞とする説のほとんどが成立し難い説であることは明白となつたが、なほこの(4)の説を承認し難いために考へ出された(5)の説が成立し得るや否やを検しなければならぬ。

(5)説は岸本由豆流の攷証に述べられてゐる説であつて、「行年」をすべて「そね」と訓む宣長の説を、

宣長は、皆そねと訓て、さて云、これらの行年を、今の本には、

みな、こそと訓ども、他に、こそを行年と書る例なく、又上に、
なといひて、こそと結べる例も、他になければ、此行年は、決
て、こそにはあらず、外にも出たる、そねの格と全く同じけれ
ば、これらもかならず、そねと訓べき也。行は、もし所の字など
の誤りにもやあらん。文字の事は、未いかに共思ひ得ずなん云
々。

と、「詞の玉緒」七の巻から引用し、その説に理のある事を認めな
がらも、「所年」の誤とする誤字説を承服し得ずとして、

まことにさる事ながら、外にそねといふ所に、行年を書る例もな
く、年をねと訓事は、さる事なれど、行をその仮字に用ひん事あ
るべからず。ことともに四所まで行年と書れば、文字の誤りとも
思はれず。

と述べ、「本集」二冊九 八十六 十九などに、

去年をこそと訓れば、其意もて、こそといふに、行年とは書るなら
ん」としてコソ借訓説を採り、但し、宣長の説を参照した結果、コ
ソを願望の助詞と見る説を斥け、

されば、しひて思ふに、こそは願ふ意のこそにはあらで、こそ
こは来、そは莫をうけたる詞にて、雨のふり来る事なかれといふ
意ならんか。猶よく可考。

と述べて、「な…来そ」と解する一案を提出したのである。しかし、
行年をコソの借訓とする事に難点が存すること上述の通りであるば
かりでなく、山田博士も「講義」に述べられた如く、卷三・二九九
番、卷七・一三一九番、卷十・一九七〇番の三首については「な…
来そ」の意として通ずるとするも、卷七・一三六三番の「言勿絶行

年」及び卷十三・三二七八番の「犬莫吠行年」については妥当する
とも思はれないのである。攷証の説が諸註においてほとんど省みら
れなかったこともここに理由があつたと考へられ、(b)説もまた到底
承認し難いのである。

かくして行年をコソと訓む説が否定されるならば、行年をソネと
訓み、その根拠を立証する以外に問題の解決の方法は無いと考へら
れる。

上記の如く、「詞の玉緒」の語法研究によつてはやくコソ借訓説
を否定した宣長は誤字説によつてこれを解決しようとした。しか
し、五例すべて諸本に「行年」とあり、「所年」等の字面は見られ
ないのであるから、これを悉く誤字とすることは到底承認し難い事
「全釈」「総釈」「講義」「全註釈」等が述べ、近くは「注釈」に詳
細に検討して従ひ難いとされてゐる通りであり、「行年」の字面を
そのまま承認して問題の解決に向ふべきものであると考へられる。

そこで先づ「年」は集中ネの字音仮名として使用されてゐてネと
訓むことに問題が無い所から、「行」の字を「ソ」と訓み得ないか
と云ふことが問題となつた。管見では最初にこれを問題としたのは
「全釈」であつて、宣長の誤字説を否定し、「恐らくは行にソの音
があるのであらう」とした。しかし、その理由が説明せられてゐな
いところから、山田博士は「講義」において、「さる事あるべくも
あらず」と一蹴された。かくして、「総釈」「全註釈」「窪田氏評釈」
「佐佐木博士評釈」「注釈」「日本古典文学大系本」など、すべて明
証を得られないままに「行年」の字面をコソと訓んでゐるのが現状
である。

しかし、近時、この難問を解決しようとした幾つかの試論が提出されて居るので、これらに検討を加へて見ようと思ふ。

第一は吉永登博士が「万葉集大成訓詁篇」において提出された試案であつて、

或は「雨莫零行(ソ)年」と解し得ないものであらうか。ソをよみ添へる例は「雨莫零(ソ)根」(二二一六)にもあり、「年」を単独でネに用ゐてゐる例は、「飛反来年」(一八二二)などがある。従つて「吹行」「吠行」などと「行」を添へた形を認めることが出来ればよいのであるが、確信はない。

と述べられてゐる。確かに考へられた説であると思ふが、しかし吉永博士自身認められてゐる通り、それならば「行年」と続いて現れる場合以外にも「零行」「吠行」などと「行」を添へた形が現れさうなものであるのに、集中そのやうな例は一例も見出し得ないのみならず、漢籍にもさうした用例を見出し難いところに根本的な難点があつて首肯し得ないことを遺憾とする。

第二は、伊丹末雄氏が「万葉歌十五釈」(昭和三十一年、私家版)

所収「行年小考」に述べられた試案であつて、「行年」が「徂年」に通じる字面であるところから、「徂年」を「行年」と記したものであらうとし、「徂年」に従つて「ソネ」と訓むべしとする説である。

しかし、「徂年」がソネと訓めるからと言つて「行年」もソネと訓み得るとするのは飛躍であるのみならず、徂を字音仮名に使用した例が無いことから言つても成立し難い。さればこそ伊丹氏も後にはこの説を撤回して、次に述べる第三の説を提出されたのであらう。

すなはち第三は伊丹氏が「万葉集難訓考二」(昭和三十七年、私

家版)において提示された説で、シナの古い文献にも「行、還也」

(呂覽、行論注)「行、去也」(左氏、五注)などの注があり、行に「かへる」「さる」、などの意味があるところから、ソク(退)と通じ、ソクと訓める文字であると考証し、ソクの上音をとつた「ソ」の訓仮名として用ゐられたものであらうと推定し、訓仮名と音仮名が続けて用ゐられた例として、「益目類四寸」(卷三・三三九)、百師木之(卷七・一〇七六)、足比木乃(卷十・一八二四)、四名比盛而(卷十三・三三三四)などを挙げ、「行」といふソ乙類の万葉仮名を新たに承認すべきだと提唱されてゐる。これは十分考慮に値する説であると思はれる。わたくしは伊丹氏の説の発表せられる勘し前に、征箭をソヤと訓むところから、行、征のユクとソの関連が辿られないかと考へ、「類聚名義抄」仏上に「サル」「ニク」。「イ子」などの訓があるところから、伊丹氏と同様「ソク」の語幹と解せられないかと考へたことがあつた。しかし、「伊呂波字類抄」には征箭のみならず、利矢、鋌箭をもソヤと訓ませてゐるところから考へても、征矢の征をソと訓ませたものでは無く、それは考へ過ぎであると思ふに至つたことと、訓仮名に字音仮名を続けた例は存するにしてもその例は尠いのみならず、もし行がソの訓仮名として認められるとするならば、「行年」と熟した場合の外にも、単独に行をソと訓む例がある筈であるのにそれを見出し得ない点に疑問を抱き、その考を口にしたことは無かつた。然るにそれから間も無く伊丹氏の説を見て非常に興味を感じたが、更に北大文学部の同僚で中国文学者の尾上兼英氏に、万葉集の「行年」の字面について訊ねたところ、尾上氏は東大の藤堂明保博士にもお訊ね下された由で、藤

堂博士も行をソの字音仮名とすることは到底不可能であるから、「ソク」「ソル」のソと関係のある訓仮名として考へるべきであらうとの御意見を洩らされ、更に一般に字音仮名とされてゐるソ甲類の巷も訓仮名と考へるべきであらうと附言された由仄聞した。このやうに偶々同じやうな意見が相前後して現れたといふことは興味のあることであり、益々この考に心を惹かれるに至つたが、しかし依然として行(ソ乙類)が、「行年」と熟した場合以外には用例が無いといふ難点を消すことが出来ないで、安んじてこの説に従ふことを躊躇せざるを得ない。かくして、沢瀉博士が「注釈」において、「年」は音仮名であるから上も音仮名である事がふさはしく、その意味で「所」の誤とするのは適切でもあり、「行」と「所」と似たところもあるが、他に「所」と混同したと思はれる例が一つもなく、「行年」とつづいた場合に限られてゐるばかりでなつてゐるものにソと訓む「具」がある。それについては前(二・三五)にも述べたが、これはたしかにソと訓むべきであつてしかも諸本に「具」とあるのがなほ四例(十・二〇〇、三〇六、十三・三五四)あり、そのうち二つは同じ「与具」であるが他は違つてゐて、今のやうに全部「行年」の二字に限定されてゐない。だからその場合は「具」一字としての訓を考へるべきであるが、今は「行年」二字の場合に限られてゐるのだから「行」一字を何かの誤字と考へたり又はその一字だけの訓を考へるよりも「行年」二字としての訓を考へるべきではないかと思ふのである。

と述べられて居るのが、さすがにもっとも精しく行きとどいた考察であつて、この問題の正しい解決の方向を示唆するものではないか

と考へるに至つた。

「行年」の年がネと訓まれるために、「行」一字にソの音を認めたいのであるが、全部が「行年」の二字に限定されてゐることは、沢瀉博士の説の通り、「行年」二字としての訓を考へる方が一層適切な問題の処理であることを暗示するのである。しかし、沢瀉博士も、「宣長の推定したやうに、ソネと訓むべき事だけは動かさない事実だと私は信ずる。ただ行年をなせソネと訓むかといふ事はまだわからない」と言いはれてゐる通り、「行年」二字を一つづきのものとしてソネの訓を導き出すことは容易では無い。唯だわたくしはシナにおける「行年」の用例の中にその手がかりをつかめないかと模索した結果、次の一つの試案を得たので、なほ問題はあるが参考までに掲げて大方の批判を仰ぎたいと思ふのである。

それはソネに「行年」の文字を宛てた背景に、「莊子」雜篇の則陽第二十五に見えてゐる。遽伯玉が行年六十にして六十度變化したといふ有名な説話が考へられはしまいかといふ臆説である。今「國訳漢文大成」の訓み下し文によつて示すと、

遽伯玉、行年六十にして而して六十化す。未だ嘗て、之を是とするに始まつて、而して之を訓くるに非を以てするに卒らざるばあらざる也。未だ知らず、今の所謂是の、五十九の非にあらざることを。万物、生ずる有る乎、而も其根を見ること莫し。出づること有る乎、而も其門を見ること莫し。人皆、其和の知る所を尊ぶも、而も其知の知らざる所を恃んで而る後知ることを知る莫し。大疑と謂はざる可けんや。已まんか已まんか。且つ此を逃るる所無し、則ち所謂然るか然らんや。

と云ふ有名な一節である。それは衛の遽伯玉が、行年六十に及ぶまでに六十度變化したと云ひ、遽伯玉は未だ嘗て始めに是とした事で、終りには之を斥けて非とするに至らなかつたことがなく、年々かくの如くに非を去り、是に就いて新たなる境地に進んで、六十歳までに六十度變化したのだと云ふもので、莊子は然らば今の是とする所の非が、遽伯玉の非とした五十九の非と同じものに非ずとは云へずとし、人智は遂に自然無爲に歸するに及ばない事を説いてゐるのであるが、同じ話は寓言第二十七にも、莊子が恵子を戒めた話の中に、遽伯玉に代へて孔子の事として引かれて居つて、頗る有名な話であつたと思はれる。

この話でわたしが注目するのは、遽伯玉（或いは孔子）が、行年六十に至るまで、年々是としたところを非とし、五十九度非を改めて變化したといふ点であつて、その絶えず是としたところを非として斥けたといふことが、禁止の「な：そね」と「行年」の字面を聯想的に結合せしめるに至つた原因では無いかといふ事なのである。「な：そね」と禁止することはすなはちそれを非として斥けることに外ならないからである。唯だ、「行年六十」であればともかく、「行年」の二字のみを以てして莊子の説話を聯想するのは余りな飛躍であるとも言はれるのであらうが、しかし、「喚犬追馬鏡」を「犬馬鏡」、「神楽声浪」を「楽浪」とまでに略書する万葉集の歌の筆録者の事である。「行年六十にして六十化す」といふ此の語が人口に膾炙せられてゐたとすれば、「行年」二字をもつて行年六十に至るまで年々是とした所を非として行つたといふ話を暗示する事によつて、「な：そね」といふ禁止を意味させたと見る事もけつして不可

能ではないと考へるのである。勿論、その場合「行年」の二字は「な：そね」といふ禁止語全体の戲訓といふ事になるが、そのみにては「な：そね」とは何と言つても訓み難いので、上には「莫」の文字を表記して「莫：行年」といふ表記を採つたものと見るのである。或いは年がネと訓める文字であることもこれを助けたであろうとも考へられる。（義之をテシと訓ませたのにも同様の過程が考へられる）

以上のみではなほほしいままの空想であると笑し去られるかも知れない。しかし、わたくしの推論の過程には周知のやうに、「な：そね」の義訓もしくは借訓として「嫌」の文字を用ゐた例が、巻七に、

三三六 池辺いけのへ 小槻下おのきのした 細竹ほそたけ 妬嫌ねね 其谷みなや 公形こうがた 見爾みま 監乍かみつち 將まさ 悃こころ

三七七 天在あまのまへ 日壳ひがら 菅原すげの 草莫くさな 刈嫌かりね 弥那やな 綿わた 香鳥かきどり 髮かみ 飽田あつた 志付しづ 勿な

と二ヶ所まで見るといふ事実がこれを助けてゐるのである。もつとも、「嫌」の字は、「日本靈異記」「類聚名義抄」「伊呂波字類抄」等にソネムの訓があるので、そのソネの音を借りたとも見られ、「全註釈」にも、「日本靈異記また類聚名義抄に、嫌に、ソネムの訓があり、訓による縁もあつて借りたのだらう」とあるが、しかし、一二七六番の歌の方には莫の文字が無く、「代匠記」のやうにこれを脱字とする説もあるが、しかし、「全釈」に契沖の脱字説を挙げた後、「併し嫌はきらふという意で、おのづから打消を含んでゐるわけであるから、莫の字はなくともよいので、集中には、かうした、あつても無くともよいやうな字の使ひ方がしてあるところが往々ある」と述べ、「全註釈」にも「嫌は嫌ふ意味で、禁止の意に使用し

ている。……次の歌にもこの字が使われ、上に莫の字があるが、ここにないのは落ちたのではなく、もともと無いのであらう」と説かれ、「注釈」に、「嫌は「嫌ふ」意でナソネと訓ませた。次の作では莫の字を書いてソネとだけ訓ませてゐる」と説かれてゐる如くであるとするれば、万葉集の歌の筆録者は「嫌」の一字から、禁止の「なソネ」といふ助詞を連想し、この文字をその義訓もしくは借訓として使用する程にその結合に熟してゐたと考へられるのである。してみれば、「なソネ」「なソネ」とばかり、行年六十に至るまで五十九回否定に否定を続けたといふ莊子の有名な説話を知悉してゐた万葉集の歌の筆録者が、「なソネ」を表記する戯訓文字として「行年」の文字を用ゐたといふ事も決して有り得ない想像では無いやうに思はれるのである。若しもさういふ事が認められるとすれば、「行年」五例のうち、作者の知られてゐる歌の表記に用ゐられた唯一例が、老莊に親炙した大伴旅人の卷三・二九九番のそれであるといふ事も、わたくしには極めて暗示的なやうに思はれてならないのである。唯だ遠但玉（孔子）が、否定に否定を重ねたと云ふのが、自己に対してであつて、他に對する禁止では無いところに不安が残るが、他に試案も得られないままに敢へて発表して批判を仰ぐこととした次第である。（一九六四・三・一）

△在庫誌V

上代文学

通巻第十四号

鹿持雅澄にかかわる家系

鴻巣隼雄

—「白札勤役年譜帳」を中心に—

人麿署名歌における異伝

篠塚昌宏

年に稀なる神

桜井満

—東歌の研究—

昭和三十七年上代文学研究論文要目

中西進

¥四〇〇